

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月28日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第3号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(刑事作業手当)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 条例第10条の2第1項第15号に規定する「人事委員会の定めるもの」とは、皇族の身辺警衛及び警護要則（平成6年国家公安委員会規則第18号）第2条に規定する警護対象者の身辺警護の作業とする。</p> <p>6～9 [略]</p>	<p>(刑事作業手当)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 条例第10条の2第1項第15号に規定する「人事委員会の定めるもの」とは、皇族の身辺警衛及び警護要則（令和4年国家公安委員会規則第15号）第2条第1号に規定する警護対象者の身辺警護の作業とする。</p> <p>6～9 [略]</p>
2	<p>(刑事作業手当)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 条例第10条の2第2項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) 条例第10条の2第1項第15号の作業</p> <p>ア 天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣若しくは皇嗣妃の警衛の作業 作業1日につき1,150円（同一の日に第7項第1号の作業に従事した場合にあっては、590円）</p> <p>イ [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>8・9 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～22 [略]</p>	<p>(刑事作業手当)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 条例第10条の2第2項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) 条例第10条の2第1項第15号の作業</p> <p>ア 天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣若しくは皇嗣妃の警衛又は警護要則第2条第1号に規定する警護対象者の警護の作業 作業1日につき1,150円（同一の日に第7項第1号の作業に従事した場合にあっては、590円）</p> <p>イ [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>8・9 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～22 [略]</p> <p><u>（他の職への降任等をされた職員等に対する手当の特例）</u></p> <p>23 <u>給与条例附則第41項、第45項若しくは第46項又は給与等条例附則第43項、第45項若しくは第46項の規定による給料を支給される職員に対するこの規則の適用については、この規則の規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第41項、第45項若しくは第46項又は給与等条例附則第43項、第45項若しくは第46項の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。